答弁第二五号昭和三十年七月二十六日受領

内閣衆質第二五号

昭和三十年七月二十六日

内 閣 総理大臣 鳩 Щ

郎

衆

議

院

議

長

益

谷

秀

次

殿

衆議院議員 石野久男君提出自作農創設特別措置法に基く土地の買収に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

(質問の 五五

衆 議 院 議 員 石 野 久 男 君 提 出 自 作 農 創 設 特 別 措 置 法 に 基 < 土 地 \mathcal{O} 買 収 に 関 す る 質 問 に

対する答弁書

御 質 間 \mathcal{O} 事 案 に 0 7 て は、 自 作 農 創 設 特 別 措 置 法 に ょ る 買 収 売 渡 当 時 に お け る 登 記 所 備 付 \mathcal{O} 地

図 と 村 備 付 \mathcal{O} 地 図 کے 0 関 係、 地 巡 \mathcal{O} 再 調 製 \mathcal{O} 方法、 登 記 所 備 付 \mathcal{O} 地 义 کے 再 調 製 L た 地 义 لح \mathcal{O} 相 違

 \mathcal{O} 点 に 0 **\ て は、 具 体 的 に 調 査 を ١, たし、 遺 漏 \mathcal{O} な 7 よう 措 置 7 たし た \ .

右答弁する。

内

容

等

 \mathcal{O}

実

態

が

明

5

カコ

に

な

5

な

け

れ

ば、

結論

を得

ることが

木

難

な

ŧ

 \mathcal{O}

と考える。

従

つて、

御

指

摘